【2025.4.1改定】　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 責任者  （代表者・所属長） | 自著または押印 |
| 電話番号 |  |

島根県立少年自然の家所長　様

備品借用書

　少年自然の家の備品について、下記の通り借用をお願いします。

記

１　借用目的

２　借用期日 令和　年　　月　　日（　）

　　返却期日　　令和　年　　月　　日（　）

３　借用備品名・数量

４　借用に係る担当者と連絡先

５　借用条件 ・借用備品は、十分な注意を払い、借用者自らが管理します。

・目的以外の使用は行わず、借用者以外には転貸しません。

・借用および返却は、借用者が行います。

・借用備品を破損、紛失したときは、同等品を購入し弁償します。

以上

借用に当たっての留意事項

・借用期日の1ヶ月前までに借用書を提出してください。

・入所団体と使用が重なった場合は、入所団体を優先します。

・少年自然の家の自作備品（火おこし道具、光の芸術用燭台など）は、貸出できません。

--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※少年自然の家　確認欄

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所　長 | 事務所長 | 社教主事 | 対応者 | 対応期日 | 適　用 |
| 受付時 |  |  |  |  | 月　　日 | 貸出可  貸出不可 |
| 返却時 |  |  |  |  | 月 　日 | 異常なし  異常あり |